知恵と力を合わせて信州を元気に

**MONTHLY REPORT** 

2016

No.480

# 中小企業レポ

長野県中小企業団体中央会





## 簡単・便利・迅速



# けんしんの当座貸越インイック人

#### 3つの【K】 うれしいメリット!!

KANTAN! ①お借入は、専用伝票を記入するだけの簡単手続き!

Kurikaeshi! ②限度額の範囲内で、いつでも操り返しご利用OK!

KEIHI! ③印紙代、保証料、事務手数料が不要で経費削減! \*\*1

ご利用いただける方	法人および個人事業主の方。 (業歴3年以上で直近決算が「経常黒字」または「非債務超過」の方)	
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)※2	
ご融資限度額	500万円以上5,000万円以内 (100万円単位)で極度額をお決めいただけます。 ただし、上限金額は平均月商の2倍までとさせていただきます。	
ご融資期間	6ヵ月ごとの自動更新となります。※3	
ご融資利率	個別にご相談させていただきます。(変動金利)	
ご返済方法	毎月の元金均等返済となります。 (返済元金は極度額の1.0%以上、1万円単位)	
保証人	当組合所定の方法によります。	
担保	不要。	
保証料·事務手数料	不要。	

※1初回契約時に印紙代200円(当座貸越契約書)をご返済口座から引落しさせていただきます。

(当組合と初めてお取引を開始する場合には、別途契約書印紙代が必要となります。)

- ※2設備資金の場合は、疎明資料のご提出をお願いいたします。
- ※3更新時には、試算表等のご提出をお願いいたします。
- ●審査の結果、ご融資できない場合がございます。 ●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



#### 知恵と力を合わせて信州を元気に

# 県中小企業レポート

2016 11 No.480

- 2 特集 第68回中小企業全国大会が 開催されました
- 8 全中インフォメーション
- 9 中央会インフォメーション
- 13 **信州の100年企業** 株式会社萬年屋(松本市)
- 14 **好機逸すべからず** 長窯株式会社(長野市) 株式会社サイベックコーポレーション(塩尻市)



《松本城捨て堀の土塁跡》

かつて旧城下町の武家屋敷と町人街の境には「捨て堀」と呼ばれた全 長300メートルに及ぶ堀があり、町人街と武家屋敷をへだてていました。 株式会社萬年屋の敷地内にはこの堀を掘った際にできた土塁跡が保存され、丹精された四季折々の花々と共に来店者の目を楽しませています。

# 特石川県金沢市で開催!

### ~団結は力 見せよう組合の底力!~



10月19日(水)、第68回中小企業団体全国大会が石川県金沢市「いしかわ総合スポーツセンター」において開催されました。

"団結はカ 見せよう組合の底力!"の大会キャッチフレーズに、松村祥史・経済産業副大臣をはじめ多数の来賓のご臨席のもと、本県から参加した107名を含め、全国合計2,500名が参集しました。

大会では「実感ある景気回復と中小企業の経営力の強化」、「地域を支える中小企業の生産性の向上」等を具体化し、中小企業・小規模事業者の労働生産性向上の底上げを実現するための中小企業対策の拡充に関する14項目を決議しました。また、決議に際し、森洋・全国中央会副会長(神奈川県中央会会長)から意見発表が行われ、満場の賛同を得て決議案は採択されました。さらに、本大会

の意義を内外に表明するため、下荒隆晴・石川県 中小企業青年中央会会長が、「大会宣言」を高らか に宣し、満場の拍手の下、採択されました。

続いて、優良組合等の表彰が行われ、本県からは企業組合C&Cハーモニックス(長野市:小山菜穂子理事長)、協同組合ガスネット上田(上田市:長瀬吉夫理事長)、日亜技術経済交流協同組合(諏訪市:丸山一英理事長)の3組合(全国で36組合)が表彰されました。

次回、第69回大会は長野県松本市での開催が決定し、大会旗が大村功作全国中央会会長から春日 英廣本会会長へ手渡され、次期開催地会長挨拶を 行いました。

その後、高田坦史・中小企業基盤整備機構理事 長のかけ声で万歳三唱が行われ、盛会裏に閉会し ました。

#### 県内優良組合表彰

#### 企業組合C&Cハーモニックス



理 事 長 小山 菜穂子 設立年月日 平成16年2月27日 組 合 員 数 4名

専 従 者 数 4名

主な共同事業 ①セミナー、イベント等の企 画、運営事業

②電話応対診断等のマネジメ ントに関するコンサルタン ト事業

#### 協同組合ガスネット上田



理 事 長 長瀬 吉夫 設立年月日 平成8年12月24日 組 合 員 数 10名 専 従 者 数 5名

サ 1に 旬 数 主な共同事業

司事業 ①液化石油ガスの共同供給事 業並びに保安業務

- ②事業に関する技術の改善又 は教育情報事業
- ③福利厚生事業

#### 日亜技術経済交流協同組合



理 事 長 丸山 一英 設立年月日 平成17年6月13日

組合員数 19名

専従者数 4名

主な共同事業 ①連携及び海外進出・交流の 支援に関する調査研究

- ②外国人技能実習生共同受入 事業
- ③教育情報提供事業

#### **決 議 内 容** (抜粋)



#### 実感ある景気回復と中小企業の経営力の強化

# 1. 国内需要の喚起と中小企業の経営力の強化

#### 【要望事項】

- 1. 国内需要を喚起する果断な景気対策を実行すること。
  - (1) 経済の好循環が地方経済まで行き渡るよう、成長戦略を着実に実行すること。
  - (2) 内需拡大を図る「未来への投資を実現する経済対策」を早期に実行すること。
  - (3) 平成29 年度予算編成に当たっては、中小・小規模事業者の経営力の強化に向けた中小企業対策予算を拡充・強化すること。
  - (4) 英国のEU離脱など外部要因による市場環境 リスクに対して万全な対策を講じること。
- 2. 地方創生交付金等の拡充と恒久化を行うこと。
- 3. 国内の観光産業を一層強化すること。
- 4. 地域資源活用の促進と地域ブランドの発掘・育成を強化し、地域経済の活性化を図ること。
- 5. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小・小規模事業者及び中小企業組合の積極的な活用を図ること。
- 6. 国内投資を促進し、国内産業の空洞化を食い止めること。
- 7. 小規模事業者等の経営力の強化を加速化すること。
  - (1) 小規模事業者等への補助金制度を拡充すること。

(2) 若手人材の確保・育成を図り、潜在的起業者、 事業継承希望者の裾野を拡大するとともに、早 期に創業、事業承継等の準備に取り組めるよう、 きめ細かく支援策を実施すること。

#### 2. 中小企業組合制度等の改善・充実、 中央会支援体制の強化

#### 【要望事項】

- 1. 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、新たな環境変化に対応した中小企業の組織に関する制度の見直しを図ること。
- 2. 経営力強化を推進する組合等への予算の拡充
  - (1) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別 指針」の策定業種を大幅に拡大し、策定後も当 該業種の組合等の声を踏まえた見直しを行うこと。 また、同法に設置された「事業分野別経営力 向上推進機関」が行う取組みを後押しするよう、 同機関の運営を担う組合等の人材教育を強化す ること。
- (2) 多くの業種を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- 3. 組合等連携組織を通じた経営力強化への取組みに対して、次の措置を講じること。
  - (1) 新たな事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員の課題解決等を図る中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充を行うこと。

- (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持、産地ブランドの推進を図るための農・商・工・サービス業の連携・組織化を促進すること。
- (3) 創業・起業による雇用促進を図る協働組織である企業組合に特化した支援策を拡充すること。
- (4) リニューアルや小規模企業等を対象にした高度化融資制度の充実を図ること。
- (5) 中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。
- 4. 中小企業団体中央会の事業が毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業を安定的に維持・拡充すること。

国は、中小企業団体中央会が取り組む連携組織 対策推進事業の予算が持続的に確保・増額される よう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。

5. 連携・コーディネート力の向上を図るための中央会指導員等の人材育成に対する支援を強化すること。

#### 3. TPP対応、海外展開の推進

#### 【要望事項】

- 1. TPP協定の早期発効と国内対策の強化
  - (1) TPP協定の早期の国会承認及び速やかな発効を図ること。日EU・EPAなど広域経済連携協定の合意に向けた取組みを加速させること。
  - (2) TPP協定により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。
- 2. 海外市場への販路開拓等海外展開の推進
  - (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、TPPの利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。

#### 4. 公正な競争環境に向けた独占禁止 法等の執行強化

#### 【要望事項】

- 1. 大企業との間で実質的に対等な競争ができない 中小・小規模事業者の正当な利益を守るよう、優 越的地位の濫用等に係る独占禁止法等の執行を強 化するための措置を講じること。
- 2. 独占禁止法の審査手続において事業者の防御権 をはじめとする適正手続を確保する措置を講じる こと。
- 3. 裁量制の導入を含む課徴金制度の見直しに当たっては、中小・小規模事業者にとって予見可能性、公平性等の確保が明らかとなるよう、慎重な検討を行うこと。
- 4. 民法(債権関係)改正法案の早期成立を図ること。

#### 5. 官公需対策による経営支援の強化

#### 【要望事項】

- 1. 官公需対策の拡充
- (1) 国等は、「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。
- 2. 官公需適格組合のさらなる活用
  - (1) 国等は、改正官公需法及び官公需適格組合制度の周知徹底を継続し、各発注機関において中小・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。

特に、被災地における官公需適格組合等を積 極的に活用すること。

(2) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍 出向について、組合員の受注機会の確保・増大 につながるよう、積極的かつ実効ある運用を行 うこと。



#### 地域を支える中小企業の生産性の向上

#### 1. 中小企業に対する金融政策の拡充

#### 【要望事項】

- 1. 中小企業の資金調達の円滑化
  - (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、英国のEU離脱決定等による急激な円高や熊本地震で影響を受けた中小・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- 2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施
  - (1) 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家と の連携体制を維持、強化し、中小企業の設備投 資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズ の対応について万全を期すこと。

# 2. 中小企業の生産性の向上を図る税制の拡充

#### 【要望事項】

- 1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化
  - (1) 中小企業投資促進税制の即時償却や固定資産税の軽減措置等の対象設備に、介護支援ロボットや省エネルギー設備等の器具備品、建物附属設備を加えるなど中小企業の生産性向上・経営力の強化を図るための投資促進税制を拡充すること。
  - (2) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率 (年間800 万円以下の所得金額に15%) の適用期 限を2年間延長すること。
- 2. 事業承継税制の拡充
- 3. 消費税対策の継続・強化
  - (1) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るため

の監視を引き続き徹底すること。

- 4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減
  - (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- 5. 組合関係税制の強化
  - (1) 中小企業組合(企業組合、協業組合も含める) の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、 適用年間所得を大幅に引き上げること。
  - (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
  - (3) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割) については、法人税と同様に一律の軽減税率を 適用すること。
- 6. 納税環境整備等その他

#### 3. 卸売・小売業、物流、サービス業 の生産性向上

#### 【要望事項】

- 1. 卸売業・小売業の生産性の向上
  - (1) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業 種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き 店舗に対する支援を創設すること。
- 2. サービス業の I T投資等による生産性向上と人 材育成
  - (1) 観光立国実現のため、組合を含めた官民をあげた組織的なブランド化などを通じて外国人観光客増加を促進する施策を強化すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の誘致に対して積極的な支援策を拡充すること。
- 3. 物流対策の強化

# 4. まちづくり・商業集積の強化、商取引の適正化

#### 【要望事項】

- 1. 機能的なまちづくりの推進、中心市街地の再生支援
  - (1) 「コンパクトで賑わいあるまちづくり」というコンセプトをもとに、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を強力に支援すること。特に、地方都市においては、空き地や空き店舗の利用を促進するとともに、地域の歴史や文化にも十分に配慮した支援を行うこと。
- 2. 商店街・共同店舗等の商業集積に対するハード・ ソフト支援の拡充
  - (1) 商店街や共同店舗の持つ地域コミュニティの 担い手としての機能をより強化するため、中小 商業者等が行う買物弱者に対する生活利便性の 提供等の社会的機能を補完する取組み、及び人 材育成支援のための「にぎわい補助金」を再創 設すること。
- 3. 商取引の適正化
  - (1) 大手スーパー・量販店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示などの違反行為に対して実効性ある対応を実施すること。

#### 5. 中小製造業等の持続的発展の推進

#### 【要望事項】

- 1. 中小製造業に対する支援の継続・強化
  - (1) 中小・小規模事業者の試作開発、設備投資の 増進を図り、経済活性化に資する「ものづくり・ 商業・サービス新展開支援補助金」事業を継続 すること。合わせて、過年度実施してきた事業 者の効果的な事業推進を図るフォローアップ事 業に対する支援を行うこと。

- 2. 下請等取引の改善
- 3. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中 小製造業等の知的財産活動に対する支援を拡充す ること。
- 4. 電力の安定かつ安価な供給の実現
- 5. 省エネ・新エネ支援の拡充
  - (1) 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速させること。
- 6. 環境対応への支援の拡充

#### 6. 中小企業の実態を踏まえた労働・ 雇用対策の推進

#### 【要望事項】

- 1. 同一労働・同一賃金の議論の慎重な検討
- 2. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定
- 3. 雇用保険制度の見直し
- 4. 中小企業の人材確保・定着支援の強化
- 5. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する 諸施策の充実・強化
- 6. 障害者雇用への中小企業に対する支援策の充実 強化
- 7. ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 7. 中小企業における職業能力開発の 推進

#### 【要望事項】

- 1. 国による職業訓練機能の充実・強化
- 2. キャリア教育・職業教育の推進
- 3. 外国人技能実習制度の適正な見直し・改善
  - (1) 新たに設立される外国人技能実習機構が行う 監理団体に対する許可、実習実施計画の認定、 実習実施者の届出等の手続が円滑に行われるよ う十分に配慮すること。

#### 宣言

本日、全国の中小企業団体の代表2,500余名は、全国約27,000組合等の総意を取りまとめるとともに、「団結は力 見せよう組合の底力!」をスローガンに、北陸新幹線の開通により賑わいを増す、加賀百万石の城下町、ここ石川県金沢市に集い、組織の団結と、その果たすべき役割を確認した。

中小企業を取り巻く国内外の環境は大きく変動し、グローバル経済のもとでの格差拡大、熊本地 震等の自然災害の恒常的な多発、人口減少・超高齢社会の到来により、日本の将来に対する不安が ますます深刻化している。

こうした中、地域の雇用を支える中小企業においては、地域社会との結びつきを更に深め、広範 な連携・組織化を通じて、自立化を図ることが求められている。

私達は、組合等連携組織の持つ力に対して改めて意識を集中し、中小企業の生産性向上の底上げと、 本業の稼ぐ力の強化に向けて、全力で取り組んでいく。そのために、自らの経営力向上に向けた活動を団結のもとに展開していく。

また、国等に対して、中小企業の振興施策の強化を訴え、持続的な中小企業の成長と、安全、安 心な地域社会の維持・発展を図るべく、本大会の決議事項の実現を強く求める。

女性や若者などにとって、働きやすい、多様な働き方の選択が広がり、働く全ての人が活き活き と活躍できる希望ある社会となるよう、私達が先頭に立って、貢献していくことを決意する。

上宣言する。

平成28年10月19日 第68回中小企業団体全国大会

#### 平成29年度(第69回)全国大会は松本市で開催!!



今大会において次回の第69回全国大会は 平成29年10月26日(木)、キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)において開催することが決定しました。

本県では昭和36年に長野市民会館、平成 13年にビッグハットにて全国大会を開催し 3回目の開催となりますが、松本市で開催 されるのは初めてです。

会場となるキッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)は松本を代表する音楽イベント「セイジ・オザワ松本フェスティバル(旧 サイトウ・キネン・フェスティバル)」の主会場であり、また信州松本の奥座敷といわれる浅間温泉の入り口に位置しています。

全国から2,500名を超える中小企業等の代表者を迎える予定です。会員の皆様におかれましては大会が盛大に開催されますよう、多数のご参加、ご協力をお願い申し上げます。

#### 全中インフォメーション

#### ●大村会長、働き方改革実現会議において意見陳述

9月27日、大村会長は、総理官邸で開催された「働き方改革実現会議」に出席し、働き方改革の検討に当たっては、中小企業の経営実態を把握して、業種・業態・規模ごとに十分に把握し、人的、資金的、管理負担の面等から、議論を尽くす必要がある等を訴えました。

本会議は、働き方改革の実現を目的と する実行計画の策定等についての審議を 行うため、安倍総理を議長とし、議長代 理に加藤勝信働き方改革担当大臣と塩崎



働き方改革実現会議に出席した大村会長(手前右から2番目)

恭久厚生労働大臣が就任し、麻生太郎副総理兼財務大臣、菅義偉内閣官房長官、石原伸晃経済 再生担当大臣、松野博一文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣、石井啓一国土交通大臣等が出 席して開催されました。

#### ●大村会長、松村祥史経済産業副大臣に面会



松村経済産業副大臣と面会する大村会長

9月28日、大村会長と髙橋専務理事は、 松村祥史経済産業副大臣と面会し、①地域 活性化と中小企業の経営力の強化、②もの づくり支援等最近の本会の取組み等につい て説明を行いました。

松村経済産業副大臣からは、業界との対話を重視した雇用対策の推進、海外展開や農商工連携等を活用した地域経済の活性化、及び施策浸透の一層の推進等を通じて、中小・小規模事業者の生産性向上を図っていく必要がある旨等の指摘がありました。

#### ●中小企業団体トップセミナーの開催

全国中央会は、9月28日、東京都港区のANAインターコンチネンタルホテル東京において、「中小企業団体トップセミナー」を開催しました。

セミナーの冒頭で、大村会長より開会挨拶がされた後、津上工作室津上俊哉代表より「中国の行方一習近平の経済・政治・外交一」と題して基調講演が行われました。続いて、独立行政法人日本貿易振興機構企画部寺田佳宏総括審議役(地方創生推進担当)より「中小企業の海外戦略と支援策」、特許庁総務部普及支援課西田拓也上席産業財産権専門官より「中小企業海外展開知財支援施策」について講演が行われました。

## 水道施設の災害対応訓練を実施

#### ~安曇野市水道・管工事事業協同組合~

10月22日(土)、安曇野市水道・管工事事業協同組合(堀内清治理事長)と安曇野市は震度5弱の地震が発生したと想定し、水道施設の災害対応訓練を行いました。

今回の訓練には安曇野市水道課の職員と組合員あわせて50名が参加し、今回は「電話の 通話が困難」という設定で、市からメールで地震発生の連絡を受けた組合の担当者が、組 合員の安否と参集が可能かをまとめ、市へ返信しました。続いて市内8か所の拠点配水場に

それぞれ市の職員と組合員が別々に集まり、災害時に配水場の飲料水を確保するための緊急遮断弁の操作方法手順などを確認しました。訓練終了後の意見交換では、「職員が配水場に行けない場合、鍵の扱いはどうするのか」、「メールが集中するので返信に時間がかかることを承知してほしい」など活発に意見交換がなされ、今後の課題を洗い出しました。



#### ものづくり大賞NAGANO2016表彰式と NAGANOものづくりエクセレンス認定式が開催されました

ものづくりNAGANO応援懇話会(山浦愛幸座長)が主催する「ものづくり大賞NAGANO 2016」の表彰式と長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづくりエクセレンス2016」の認定式が10月28日(金)太田寛長野県副知事が出席して長野市ビッグハットで開催されました。

本年度は、28日・29日に開催された「産業フェアin善光寺平2016」の開会式に引き続い

て実施されました。





「ものづくり大賞」には東洋計器㈱(松本市 土田泰秀社長)をはじめ3社が受賞しました。「ものづくりエクセレンス」には㈱東陽(塩尻市 吉江慎太郎社長・長野県青年中央会会長)、㈱湯川酒造店(木曽郡木祖村 湯川尚子社長)をはじめ10企業が認定されました。

本年度受賞・認定の一覧と大賞・エクセレンスの詳細については下記ホームページをご覧いただき、次年度以降ご応募の際には本会で支援いたしますので是非お申し出ください。

ものづくりNAGANO応援懇話会 http://mono-n.com/

長野県ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/

「ものづくりエクセレンス」で検索

## 「平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・ サービス開発支援補助金」の公募について

ものづくり長野県地域事務局から「平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス 開発支援補助金」についてお知らせいたします。これらは10月31日(月)現在の情報とな ります。詳細につきましては、公募開始後本会HP(http://www.alps.or.jp/)または下記 記載の公募説明会にてご確認ください。

#### 1. 補助対象事業

国際的な経済社会情勢の変化に対し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資 する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経 費の一部を補助する。

#### 2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以 下の要件のいずれかを満たすもの。

●「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的 なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額|年 率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小もの づくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産 プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

#### 3. 補助経費対象と補助率

対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率	
1. 第4次産業革命型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	3,000万円 (100万円)		
2. 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	1,000万円 (100万円)	補助対象経 費の3分の	
3. 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、 委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家 経費、クラウド利用費	500万円 (100万円)	2以内	

※一般型および小規模型は下記の要件をみたす場合に限り、以下の上限額を適用(適用条件があります。)

- ・雇用・賃金を増やす計画に基づく取り組み 補助上限額 倍增
- ・上記取り組みに加え、さらに最低賃金引上げの影響を受ける場合 補助上限額 さらに1.5倍(上記と併せ補助上限額は3倍)

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金説明会を下記の日時に開催予定です。

11月24日(木) 13:00~ RAKO華乃井(諏訪市) 11月25日(金) 13:00~ 飯田シルクホテル(飯田市)

11月28日(月) 13:30~ メルパルク長野(長野市) 12月5日(月) 13:00~ 上田東急イン(上田市)

12月6日(火) 13:00~ モンターニュ松本(松本市)

※開催場所や時間が変更になる場合がございますのでものづくりサイトからご確認ください。

# 平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金(2次公募)」の採択結果等について

本事業については、平成28年7月8日(金)から8月24日(水)までの期間において公募を行いましたところ、全国で2.618件の応募がありました。

地域採択審査委員会および全国採択審査委員会において厳正な審査を行った結果、長野県 地域事務局では以下のとおり5件が採択されました。

- ・株式会社サイベックコーポレーション
- ・有限会社小池精工

・株式会社浜島精機

・株式会社マイクロジェット

· 多摩川精機株式会社

全国の採択案件一覧(219件)はものづくりのサイトからご確認ください。 長野県地域事務局ものづくりサイト http://www.alps.or.jp/mono-nagano2/

【問合わせ先】 長野県中小企業団体中央会 TEL:026-228-1171 (代表) 長野県地域事務局 TEL:026-228-1208 (直通)

# 中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウハンドブックをご活用ください



中小企業庁では、価格転嫁など取引条件の改善が進まず厳しい状況にある下 請等中小企業の価格交渉力強化を支援するため、事例集・ハンドブックを作成 しました。

本事例集では、調査で多くの中小・小規模事業者が問題だと考えている実際の声を集約し、「注意すべき10の取引条件」としてまとめ、改善に向けた交渉について事例ごとについてわかりやすくまとめられています。

#### 価格交渉の悩みを解決します

☑合理的な理由なく、価格低減を要請していませんか?

☑原材料価格やエネルギーコストの高騰時、 取引価格に反映していますか?

☑型(金型・木型など)を無償で保管・管理させていませんか?

☑量産時と同じ単価で、補給品の販売を要請していませんか?

☑少量発注にもかかわらず、大量発注を前提とした単価を設定していませんか?

☑合理的な理由なく、指値発注をしていませんか?

☑本来発注者が負担すべきコストを、受注者に負担させていませんか?

☑割引困難な長期手形を交付していませんか?

☑製品の図面などの技術情報を無償で提供させていませんか?

☑受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に要する費用を受注者に負担させていませんか?

\*

これ全部法令違反となる可能性があります!

●セミナー・個別指導の申込み、開催日程等 公益財団法人全国中小企業取引振興協会 ホームページ

http://www.zenkyo.or.jp/

kakakusupport/index.htm

TEL: 0120-735-888

●価格交渉事例集および中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック ダウンロード

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/ torihiki/2016/160610support.htm

●中小企業庁 下請かけこみ寺

TEL: 0120-418-618

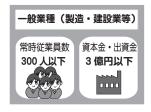
## 中退共…中小企業退職金共済制度のご案内

中小企業退職金共済制度とは昭和34年に国がつくった中小企業・小規模事業所・個人 事業主のもとで働く従業員のための退職金制度です。

#### メリット

- ・従業員が退職したときの退職金(一時金)を無理なく安全に運用できるため、福利厚生の一環として多くの企業が加入しています。また家族経営の事業者も加入することができます。
- ・はじめて加入する事業主に対して掛金の一部を国が1年間助成してくれる制度のほか、市町村独自の掛金補助制度が受けられます(諸条件あり)。
- ・掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は<u>必要経費として計上できるため全額非課税</u> になります。
- ・パートなど短時間労働者でも一定の条件を満たせば加入することができます。
- ・退職金の支払いは国が直接従業員へ支払うため、面倒な事務手続が省略できます。
- ・リゾートホテルやテーマパークなどの提携割引サービスが受けられます。
- ・加入後3年7ヶ月(43か月)を経過すると運用利息と付加退職金が加算され、掛金を上回ります。

#### 加入できる企業









#### ご注意いただきたいこと

- ・事業主や小規模企業共済制度に加入している場合または、<u>法人の役員は加入できません</u>。 (使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている場合は加入できます)
- ・中小企業に該当しなくなった場合、確定給付企業年金や特定退職金共済制度などに移行しな ければなりません。
- ・加入後11ヶ月以内に解約をした場合、共済金は支払われません。

今回ご紹介した中退共についての詳細や加入についてのご相談は、本会及び各事務所・分室 へ問い合わせください。

その他にも本会及び関連団体が運営する共済制度もございます。本会会員組合員とそのご家族であれば一般加入より安い掛金で同じ保障が受けられる共済制度もございますのでお気軽に問い合わせください。

# 信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中にあって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第8回

株式会社萬年屋(松本市)

初代重兵衛安重は天保3年(1832年)本家亀屋より分家し、松本城北東に掘られた捨て堀の前に萬年屋を創業、麹や味噌の製造販売をはじめました。

戦中戦後の統制経済時、4代目景三は 松本味噌組合専務理事として味噌製造原 料の確保および分配を担い、また同業他 社の社長が急逝した際には後継者への製 造・経営に関し手厚く指導を行うなど企 業の存続に尽力しました。

萬年屋は第二次大戦後に一時途絶えていた味噌玉造りによる伝統的な味噌の製法を復活させました。味噌玉造りとは、



およそ1300年前、日本に味噌が伝来した当初からの伝統的な製法だといわれており、煮た大豆をつぶして玉を造って熟成させた後、さらに糀、塩と混ぜて仕込む古来の製法で、製造工程のほとんどが機械化



不可能であり、非常に手間と時間がかかる製法です。 現在では全国でも数軒しか行われていない製法です。

信州味噌の多様性の一端を担うとともに昭和51年 には松本駅ビルに出店し、松本を訪れる県内外の観 光客へ信州味噌の魅力を伝えてきました。

平成26年には松本市大名町に支店を構え、松本城を訪れる外国人を含む観光客へ味噌を中心とする地場食品の紹介提供する一方、市内の幼稚園や小学校等において児童・保護者を対象に味噌造りの実地体験を通じ、食文化の継承と普及に尽力しています。

#### 健康と伝統を毎日の食卓に

#### 主なあゆみ

1832年(天保3年) 萬年屋を創業

1912年(明治45年) 松本大火により罹災のち再建

1950年(昭和25年) 5代目文夫 松本味噌醤油工業協同組合初代理事長に就任

1954年(昭和29年) 株式会社設立、社名を株式会社萬年屋に変更

昭和30年ごろ 味噌玉造りによる伝統的製法の復活

1976年(昭和51年) 松本駅ビルに出店

2014年(平成26年) 大名町に出店

#### 株式会社萬年屋

松本市城東2-1-22

事業内容味噌、漬物製造販売創業年1832年(天保3年)

創業時の屋号 萬年屋

創業時の事業 糀、味噌の製造販売

# いからず

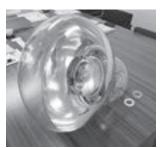
#### 長窯株式会社(長野市)

宇宙を捉える光電子増倍管の重要部品を供給する ガラス焼結体開発・製造の専業メーカー。

#### カミオカンデの光電子増倍管も

ノーベル物理学賞を 受賞した小柴昌俊東大 特別栄誉教授がニュー トリノを世界で初めて 検出した観測装置、カミ オカンデ。ニュートリノ が水中の電子に衝突し た後に放出する微少な 光を検出したのが、施設 内の壁に備え付けられ た光電子増倍管でした。

光電子増倍管の真空 気密を保つ重要なステ ム用ガラスを供給して いるのが、長窯です。



カミオカンデの光電子増倍管



光電子増倍管のステム用ガラスと

1975 (昭和50) 年、半導体関連メーカーから独 立した3人の技術者が長野市内の土蔵でスター ト。ガラスの成形・焼結技術や封着技術の研究開 発を続け、全国でも珍しい専業メーカーとして、 さまざまなガラス焼結体、電子機器用部品の開 発・製造を行っています。

主な製品群は、光電子増倍管などに使われる整 合封着用ガラスのほか、ハーメチックシール(電 子部品を容器内に密封するための導入端子)、低 融点ガラス、圧縮封着用ガラスなど。水晶振動子、 受発光素子の部品など小さいものが主体で、直径 コンマ5mmにコンマ1mm程度の穴を開けた製品も 手がけています。

ガラス粉末に結合材 (バインダー) を混ぜてプ レス成形し、電気炉で焼結するというシンプルな 工程はノウハウのかたまり。そのひとつが微小な 製品づくりであり、もうひとつが「高密度焼結」 です。「粉末ガラス焼結に必ず存在し、真空気密 に悪影響を及ぼす気泡をできる限りなくす技術が ノウハウ」と山田昭彦社長。気泡を抜くと透明感 が出るため、製品用途も広がります。

#### 新たなプレス機導入で大型製品にも対応

最近増えているのが、新たな素材粉末での加工。 従来のプレス圧力では精度が出ず、直径50mm以

上の大型製品には対 応できないことが分 かりました。



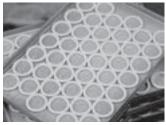
50mmを超える製品にも対応する 大型プレス機

そこで、ものづくり補助金を活用し、大型の粉 末成形プレス機を導入。試作を繰り返し満足のい く成果を上げています。これにより、スーパーカ ミオカンデの精度をさらに高めた「ハイパーカミ オカンデ」に使われる大型光電子増倍管用ガラス の製造への量産体制づくりを整えました。

キーになるのが、製造の要である金型の調達。 外注に頼っているため、お互いに切磋琢磨できる 複数の外注先をいかに維持していくかが課題と同 社では考えています。

「最近、ガラス焼結体は住宅用の窓ガラスや、 自動車用センサーなどのセンシング技術にも使わ れるようになってきています。今まで電子機器な どの分野が中心でしたが、今後はそんな仕事も 取っていきたい」。山田社長は将来の事業展開に ついてこのように話し、こう続けます。

「大型の焼結体の製造ができるようになり可能



製品(ガラス焼結体)

性が広がりました。当 社では当初難しくてで きそうもないと思った 案件も何とか実現して きている。その対応力 をさらに磨いていきた いと考えています」。



代 代表取締役 山田昭彦 1975 (昭和50) 年5月

資本金 5,500万円

長野市篠ノ井岡田430

TEL.026-292-6670 FAX.026-292-6678

硝子焼結体。硝子焼結体を用いた電子機器



# (15年) (15年) 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 76

# 地下11mの「夢工場」をベースに、

地下11mの「夢工場」をベースに、 「CFP」を活かした付加価値の高いものづくり。

#### 地下11mに「夢工場」を建設

サイベックコーコア技術は「CFP (冷間鍛造順送プレス)工法」。に 温で金属素材に 温で金属素な鍛える 力を間鍛造と板金せ、 形を組み合う体形 厚みのある立体形



金属セパレータの自動外観検査装置

状部品を高精度・ハイスピードでつくる技術です。 同社はこの技術により、従来プレス加工では不可 能だった、複雑形状で高精度な部品をプレス加工 に置き換えることで大幅なコストダウンを実現し ました。

「国内では先がけてCFPに特化。この技術を活かした、より付加価値の高いものづくりにチャレンジしています」。そう話す平林巧造社長は2009年、29歳で先代の後を継ぎ社長に就任しました。

同社は1973(昭和48)年創業し、プリンター部品、光ピックアップ部品などの金型およびプレス加工を手がけてきました。90年代に入り弱電メーカーの海外生産が進むと、現在売上高の75%を占める自動車産業にシフト。CFP工法を極め、顧客の信頼を獲得してきました。

2013年には「イノベーションとして」、地下11 mに「夢工場」を建設。地下ならではの徹底した温・湿度管理と微振動空間を実現した生産環境により、さらに付加価値の高いものづくりを進めて



「夢工場」の生産環境

います。また近 年新たに進出し た医療機器分野 において急速に 売上げを増やなっ ています。

#### ブレス品の自動外観検査装置を開発

同社では12年ほど前から、燃料電池車の基幹部 品(金属セパレータ)の開発をスタート。金型、 プレス成形の開発 から試作量産まで 手がける中で、問 題となったのは成 形品の品質管理で



自動外観検査装置の導入で検査員を削減

した。プレス加工はゴミやバリが出やすく、色合いや油の付着などもあり、人の目に頼らざるを得ないのが実情。しかしますます厳しくなる品質保証上、いつまでも人に頼り続けるわけにもいきません。

株式会社サイベックコーポレーション(塩尻市)

そこで同社はものづくり補助金を活用し、セパレータの検査に要する人手と時間の削減を目的とする自動外観検査装置を開発。製品1枚あたりの検査時間を従来に比べ50%、検査員を4人から1人に削減することが可能になりました。

「この開発で得た知識と経験を活かし、サイクロイドギヤの自動検査装置を開発。月産12万個の量産ラインに導入し、15人いた検査員を3人に削減しました。それが品質向上につながったと取引先から高く評価され、品質賞をいただきました。これもものづくり補助金の大きな成果です」。

子育て支援、ノー残業デー、有給シェアリング、アニバーサリー休暇制度など、社員が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む同社。「創業以来先代が"社員は家族"と言い続け、私もそれを柱と考えています。ちょっとしたことの積み上げ。それが最終的に真の"社員は家族"という文化につながっていくのかなと思っています」。



#### 株式会社サイベックコーポレーション

代 表 代表取締役社長 平林巧造

創 業 1973 (昭和48) 年10月

資本金 8,000万円

本 社 塩尻市広丘郷原南原1000-15

TEL.0263-51-1800 FAX.0263-51-1808

事業内容 超精密部品の金型開発、設計、製作および プレス加工



# 



特定社会保険労務士 中村 光子 氏

## SNSをめぐる トラブル対処法について



最近、フェイスブックやブログ、ツイッターといったSNS(Social Networking Service)が普及したことにより、不適切な投稿によるトラブルが増えています。私も、「自社の社員が会社を誹謗中傷するような投稿を見つけたが、何か対処法はないか」等の相談を複数社より受けたことがあります。今回は、SNSをめぐるトラブルに対し、どう対処したら良いか、またどのように雇用管理を行っていけば良いか、について記載します。

#### 1. SNSによるトラブル事例

#### 【社員がSNSで会社を誹謗中傷した場合の対処方法】

SNSに会社を誹謗中傷するような投稿があった場合、内容によっては、会社のイメージ低下や売上の低下等、経営に影響が出ることがあります。また特定の社員を侮辱するような投稿があれば、当該個人の名誉・信用を低下させることになります。まず不適切な投稿について、投稿者が特定できた場合、その内容について削除を要請します。インターネット掲示板への投稿のように誰が書き込んだのかわからないケースは、投稿者を特定する必要があります。その手段の一例としては、「掲示板運営者に対する開示請求」をし、IPアドレス等のアクセスログを把握したうえで、プロバイダに対し「発信者情報開示請求」をし、発信者の氏名、住所等を開示してもらう方法があるようです。ただし、投稿の内容が名誉棄損に該当するなど悪質な場合でないと個人情報の開示は難しいかもしれません。またIPアドレス等のアクセスログの保存期間は、3ヵ月から6ヵ月程度であることが多いことから早急に対処しなくてはなりません。その投稿が閲覧できなくなったり、消えたりすることもあるため、証拠としてその掲示板を保存または印刷しておいた方が良いです。

次に、その投稿により会社が受けた不利益の程度に応じて、投稿者(社員)に対し、懲戒処分を検討します。

#### 2. SNSトラブル防止のための雇用管理

SNSトラブルを未然に防止するために、会社は、①SNSに関するガイドラインの作成・周知、②就業規則への記載(服務規律と懲戒事由へSNS利用に関する定めを記載等)・周知、③誓約書の作成等により、SNSに関する規則や決まりを整備・周知をすることをお勧めします。

以上、SNSへの投稿は、手軽かつ即時に発信できるため、あまり深く考えずに投稿されることが多くあります。よって、トラブルが発生したときに、その投稿は故意ではなく、過失と判断されてしまいがちです。最近はSNSトラブルが増えていることを踏まえ、皆様の会社でも、SNSの規則をしっかり整備し、またSNSに関するガイドラインの周知も含めた社員への教育も行っていくと良いと思います。

# 漢方薬のおはなし



松本市 ひろ内科医院 院長 八重樫 弘信

皆さんは漢方薬を使ったことがあるでしょうか?飲んだことがない方でもかぜ薬としての「葛根湯」くらいは名前を聞いたことがあるかもしれません。

漢方薬に対する一般的な印象として、「体にやさしい」「副作用がない」といった好印象がある 反面、「すぐに効かない」「長く飲まないと効かない」といったネガティブな印象もあるように 思います。

#### 漢方のいわれと「証」「方」

そもそも漢方という言葉ですが、江戸時代に 西洋から日本に伝えられた医学を(オランダ医 学が主流であったので)「蘭方」と呼ぶようになっ たのに対して、それまでに中国から日本に伝来 していた医学を「漢方」と呼ぶようになりました。

「蘭方」の医学書としては杉田玄白の翻訳した『解体新書』が有名ですが、「漢方」にも『傷寒論』『金匱要略』といった多くの処方集(教科書?)があり、こういう症状・状態(「証」)にはこういった薬(「方」)を使うとよい、というようなことが書かれています。

漢方薬を使用する場合、「証」に合わせて「方」を選ばなければ十分な効果が得られないため、「かぜに葛根湯」と言われていても、「証」があっていなければ効かないのは当然です。

『傷寒論』は中国の漢の時代の成立とされており、その中の有名処方である「葛根湯」は1800年以上の歴史があることになり、危険な薬であればすでに消滅しているでしょうから、「体にやさしい」「副作用がない」薬とされるのはもっともなことだと思います。しかし、葛根湯でも副作用がないわけではありません。「胃にさわる」

「眠れなくなる」といった副作用を認めることが あり、「証」に合わせた使用が必要となるわけです。

#### 漢方は世界に誇る伝統医学

「すぐに効かない」「効くのに時間がかかる」と思われている方は、脚がつった(こむら返り)時に「芍薬甘草湯」を試してみてください。驚くほど即効性があり、現代医療でもこむら返りの第一選択薬になっています。

漢方薬は複数の生薬から構成されているため、多くの有効成分が含まれていますが、その有効成分は糖が結合した配糖体とよばれる状態で存在しているものが多く、腸内細菌により有効成分と糖に分解され、体内に吸収されます。したがって、ある有効成分の配糖体を分解する菌(資化菌)が少ない人では、漢方薬の有効成分の吸収が悪いことになります。これが「すぐに効かない」とされる一つの原因です。また、同じ漢方薬を飲み続けていると資化菌が増えてくるために次第に効くようになってきます。これが「長く飲まないと効かない」理由の一つです。

漢方は日本が世界に誇る伝統医学です。漢方 薬に対する正しい理解が広がり、漢方ファンが 増えるとうれしいなと思います。



# 「育休復帰支援プラン」 策定支援のご案内

~従業員の育休取得についてお悩みではありませんか?~

厚生労働省では、中小企業が自社の労働者の円滑な育休取得及び育休後の職場復帰を支援できるようにするツール、 「育休復帰支援プラン」モデルを策定し、当支援プランモデルを活用する際の手引き「中小企業のための『育休復帰支援プラン』策定マニュアル | を元に、育児プランナーによる無料策定支援を行っております。

また、育休復帰支援プランを策定され、育休取得・復帰への取り組みを行った場合、中小企業両立支援助成金 「育休復帰支援プランコース $^{(*1)}$ 」をご活用いただくチャンスがあります。

(※1)事業主あたり2人まで(期間雇用者・雇用期間の定めのない労働者1人ずつ)

職場復帰した場合の助成金は育児休業を取得した場合の助成金の対象となった労働者と同一労働者の職場復帰時に限り支給となります。詳しくは、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)にて「両立支援助成金」を検索し、ご確認ください。







#### 育児プランナーとは…

中小企業における育休復帰・経営支援のノウハウを有する、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。



#### 育休復帰支援プランとは…

中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取 得及び育休後の職場復帰を支援するために策 定するプランです。

#### 『育児プランナー』による支援のお申し込み ~育休取得・復帰までの流れ~

育休(産休)取得 予定の相談・報告 支援申し込み & プランナーに 支援を受ける

企業がプランを 策定・実行する 対象従業員が 育休(産休)に 入る

対象従業員が 職場に復帰する

#### 支援を受けて『育休復帰支援プラン』を策定すると、こんなメリットがあります!

# 人材確保

安心して育休を取得し、復職できる環境づくりの支援を受けることで、優秀な人材が継続して就業できるようになります!

# 業務効率化

プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることで、育休取得者だけでなく、職場全体の業務の効率化に繋がります!

# みんなの 負担軽減

育児休業中の業務を滞りなく遂行するための体制作りができます。 復職後、育休取得者が時間制約のある状態で無理なく就業できる働き方の改革も実現できます!

※「中小企業両立支援助成金・育休復帰支援プランコース」を活用する場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。 厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba kosodate/ryouritsu01/

お問い合わせ

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局 TEL 03-5542-1740 (月~金曜日 9:00~17:30 \* 52/30~1/4を除く)

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

支援のお申込み

http://ikuji-kaigo.com/

イクプラ





#### 11月は「過労死等防止啓発月間」です

長野労働局(局長 岡崎直人)では、11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等防止対策シンポジウムを行うほか「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

#### 【過労死等防止対策シンポジウム(長野会場)概要】

日 時:11月26日(土)13:30~16:30

場 所:長野県教育会館ホール (長野市旭町1098) 定員80名

参加申込:事前に専用ホームページ(URL: https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo)からお

申し込みください。

#### 【「過重労働解消キャンペーン」概要】

1 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に重点監督を実施します。

- 2 長野労働局長が長時間労働削減に向け積極的に取り組んでいる企業 (ベストプラクティス企業) を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。
- 3 県内の労使団体に対して、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行います。
- 4 企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー (長野会場)」(委託事業)を開催します。

日 時:11月25日(金) 14:00~16:30

場 所:JA長野ビル12階 会議室B

参加申込:事前に専用ホームページ(URL:<u>http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/</u>)からお申込み

ください。

5 全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、相談に対する指導・助言を行います(11月6日(日) に実施しました。)。

#### 雇用保険の適用拡大等について

#### <u>~ 平成29年1月1日から、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ~</u>

#### 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」となっている場合を除き適用除外です。)。

#### ~ 平成29年1月1日から、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります ~

#### 高年齢求職者給付金等について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、 受給資格の決定を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに 来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給されます。

さらに、平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となる他、厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。 【ハローワークの所在案内】http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

#### 平成29年春頃\*\*1より すべての事業者に個人情報保護法が適用されます

※改正個人情報保護法の施行日は平成29年春頃を予定しています。

現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5,000人以下の企業)も、法 改正により平成29年春頃からは個人情報保護法の対象となります。

	個人情報保護法の5つの基本チェックリスト	チェック
その1	個人情報を取得する時のルール 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか?	<b>✓</b>
その2	個人情報を利用する時のルール 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか?	$\checkmark$
その3	個人情報を保護する時のルール 取得した個人情報を安全に管理していますか?	<b>✓</b>
その4	個人情報を他人に渡す時のルール 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか?※委託の場合は除く	<b>✓</b>
その5	本人から個人情報の開示を求められた時のルール 「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?	<b>V</b>

上のルールや個人情報保護法でわからないことがあればこちらにご相談ください

個人情報保護法質問ダイヤル TEL: 03-6457-9849

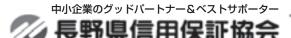
受付時間:9:30~17:30 (土日祝日および年末年始を除く)

# 信州みらいチャレンジ保証

長野県の地域経済を支える中小企業の 皆さまの事業承継をはじめとする経営 課題の解決を支援します。

	概    要
ご 利 用いただける方	次の要件を満たす方 ①取引金融機関(メインまたは準メイン金融機関)との間で証書貸付、手形貸付、当座貸越、割引、社債引受等による取引が3年以上あり、保証申込時点でその取引残高がある方 ②事業承継等の経営課題を抱え、その解決に取り組む方 ※お申込みはメインまたは準メイン金融機関を通じてお願いいたします
限 度 額	1 億円以内
対 象 資 金	運転資金及び設備資金
保 証 期 間	運転 7年以内 設備 10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	分割返済(ただし、期間1年以内の場合は一括返済可)
信用保証料	年0.25%~1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担 保	必要に応じてご提供いただきます
添付書類	所定の申込資料の他、申込人資格要件等確認書及び課題確認書の添付が必要となります ※書式は、当協会ホームページ(お客様用書式ダウンロードページ)に掲載しています

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ http://www.nagano-cgc.or.jp

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

# 新登場! ミドル共済

満15歳から満60歳まで保障 生命医療共済(ミドル健康告知型)



■加入年齢 満15歳~満59歳 [継続は満60歳まで※]

■共済掛金 月額 2.500円

#### ■保障の内容

共済金の種類	共済金額
死亡弔慰金	<b>500,000</b> <sub>円</sub>
入院給付金	<b>日額 5,000</b> 円
がん入院給付金	入院給付金 + 日額 5,000円
先進医療給付金 <sup>[実費給付]</sup>	1共済 <b>3,000,000円</b> (通算給付限度10,000,000円)
がん診断一時金	<b>500,000</b> <sub>円</sub>
がん先進医療一時金 <sub>[実費給付]</sub>	1共済 期間中 <b>300,000</b> 円 (通算給付限度1,000,000円)

詳しくはパンフレットをご請求ください。

現在、持病で薬を飲んでいてもご加入しやすい【ミドル選択緩和型】もございます。詳しい内容は当組合までお問い合わせください。 ※満60歳以上の方は生命医療共済「シニア共済」へのご加入をおすすめします。

tirti (1)##

#### 長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

**5 0 1 2 0 - 8 6 - 9 4 3 1** 

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階 【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階 【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAK0華乃井ホテル バレス1階 【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026 (269) 0885 TEL.0268 (24) 1789 TEL.0263 (33) 0510 TEL.0266 (78) 4033 TEL.0265 (24) 7099

# モナービスのご紹介

#### 大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路㈱発行の ETC コーポレートカードを使用して、 ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し 利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

#### 法人会員の ETC カードによる割引制度(後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために 当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じ てマイレージ割引をいたします。 ITS-TEA

ETC 車載器の 販売、セットアップ できます。

申込み・問い合わせは

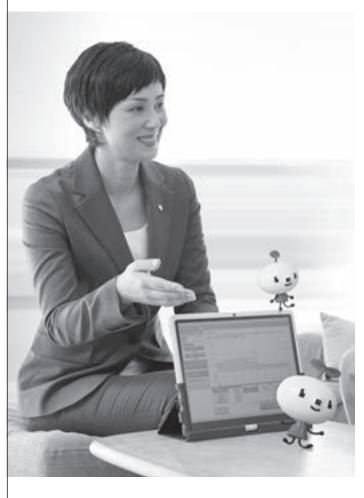
#### (協)長野県商工振興会

http://www.alps.or.jp/shoko/

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内 TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。







従業員のための退職金準備に

#### 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備が できる共済制度です。

● 特定退職金共済制度 引受保険会社 三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障

#### 団体扱生命保険

団体扱\*(月払)の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも、保険料が割安になります! オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに

#### 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどの リスクをカバーする保険です。

● 業務災害補償保険

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 取扱代理店 三井生命保険株式会社

- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意 喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

#### 三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585 http://www.mitsui-seimei.co.jp/

長野営業部TEL:026-226-2820東御営業部TEL:0268-64-5413松本営業部TEL:0263-35-8519佐久営業部TEL:0267-62-0358あづみ野営業部TEL:0263-84-0256飯田営業部TEL:0265-24-4980上田営業部TEL:0268-24-2755諏訪営業部TEL:0266-52-1356

三井-KB-28-3 (損保) C-28-1 B-28-1010 (H28.4) 使用期限 H29.3.31



JR長野駅善光寺口より徒歩1分の好立地





上質で優雅な時間を過ごす ゲストルーム&ロビーラウンジ







感謝と祝福の笑顔が溢れる メトロポリタンウエディン





旬の味覚と確かな技が喜びを創りだす レストラン&バー

## Hotel Metropolitan Nagano



創業以来、たくさんの出会いと 笑顔を見守り続けてきた 「ホテルメトロポリタン長野」は 2016年11月24日に 開業 20 周年を迎えます これもひとえに 皆様のご支援のおかげと 心から感謝申し上げます 今後も皆様に愛されるホテルとして サービスの向上に努めて 参りますので 引き続きご愛顧のほど よろしくお願いいたします



ルルル ホテルメトロポリタン長野

TEL: 026-291-7000 FAX: 026-291-7007

http://www.metro-n.co.jp

※写真は全てイメージです

# 中小企業等経営強化法の概要と 「経営力向上計画」申請書作成セミナーの 開催について

本年7月1日に施行されました「中小企業等経営強化法」において、所管大臣が策定した指針に基づいて「経営力向上計画」を作成し、所管庁の認定を受けることで、各種支援措置を受けることが可能とされました。

本会では、県内2会場にてセミナーを開催いたします。

#### 開催テーマ

「中小企業等経営強化法の概要と 経営力向上計画申請書作成のポイント」

講師

経済産業省 関東経済産業局中小企業課 担当者様

●諏訪会場 開催日時 平成28年11月22日(火)午後1時30分~3時30分

開催場所 RAKO華乃井ホテル 諏訪市高島2-1200-3

定 員 先着100名

●長野会場 開催日時 平成28年11月25日(金) 午後1時30分~3時30分

開催場所 ホテル信濃路 長野市中御所岡田町131-4

定 員 先着100名

※同一事業所様から2名までにてお願いします。

#### 問い合わせ先

本会支援課 TEL026-228-1171または最寄りの本会事務所・分室まで

☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ **\*あなたにもできる。** ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減 わが社長 中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。 掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから 管理も簡単。退職金はぜひ 中退共におまかせください。 「お問合せ先」(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 知恵と力を合わせて信州を元気に

## □中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2016 **1 1** 

No.480

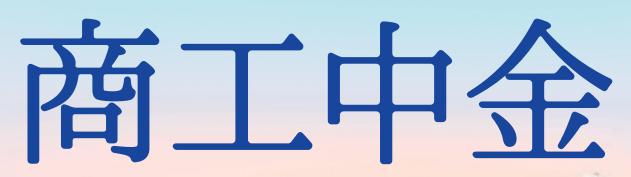
第480号 平成28年11月10日発行 購読料年間3,000円(消費税・送料込み) 発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内4F TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

# 地域の中小企業を、もっと前へ。

魅力ある資源や地元で育まれたノウハウで、地域経済を盛り上げる中小企業のみなさま。 商工中金は積み重ねてきたノウハウをもとに、地域の関係機関と連携しながら、 みなさまの夢をしっかりとバックアップし、豊かな地域社会の実現に貢献していきます。





**長野支店** 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣) TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階) TEL:0263-35-6211





